



千葉県市川市の行政書士 <http://hoshikawa.gyosei.or.jp>

行政書士リバースター法務事務所

いつでもお気軽にご相談下さい！ [hoshikawa@gyosei.or.jp](mailto:hoshikawa@gyosei.or.jp)

〒272-0033 千葉県市川市市川南1-10-1 ザタワーズウエスト 2414

TEL 047-322-5239

## 事務所通信・スターダスト 2011年12月

この事務所通信は当事務所のお客様および名刺交換をさせていただいた皆様にお送りさせていただいております

### 1 事務所通信発送へのご挨拶

謹啓 初冬の候 貴社ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

今年も残り少なくなりましたが、益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

先日、暴風雨の中、研修旅行で横浜中華街に行った折、甘栗売りの中国人の商売に対する執念に驚きつつ、ここに商売の原点があると感じました。これと同じようには行きませんが、この不況を強い気持ちで乗り切っていきたいと思っております。 謹白

行政書士リバースター法務事務所 代表 星川 清房



### 2 近況のお知らせ

#### (1) 平成23年度行政書士試験の試験監督員を務めました

財団法人行政書士試験研究センターより、10月24日から11月14日まで平成23年度行政書士試験の試験監督員を委嘱され、11月13日の試験日に試験監督員を務めてまいりました。

船橋市習志野台の日本大学理工学部船橋キャンパスには、当日約3400名の受験者の方々が集まりました。午後1時から午後4時まで試験が執り行われ、無事に終了いたしました。

幅広い年齢層の受験者の方々がおられるこの試験で、受験者の方に不自由なくベストを発揮していただくため細心の注意を払いながら、皆様のご協力をいただき大過なく終えることができました。

私自身の受験時代を思い出したりもしましたが、かなり緊張しながらこのお役目を果たすことができました。



#### (2) 市川市と船橋市の両市役所本庁舎で市民相談員をいたしました

さる11月8日市川市役所本庁舎・総合市民相談課で、民事行政書士相談の相談員として午後1時から午後5時まで相談をお受けしました。当日は8件の相談をお受けしました。毎月第2火曜日に行われているこの市民相談は、沢山の方にご利用いただいております。私は、次回は1月10日の相談会で相談員を務めます。

翌9日に船橋市役所本庁舎において、午後1時から4時まで、行政書士相談会（許認可・相続等）に相談員として参加いたしました。私を含め2名の相談員で8名の相談をお受けしました。

双方とも行政書士会葛南支部として委託を受けている相談会で、相続・遺言や民事の諸問題に関する内容が相談の主な内容です。市民の皆様の便益に供するように、多くの相談会に参加してまいります。

#### (3) ADR（裁判外紛争解決）に関する講演会に参加しました

11月24日、午後1時から千葉県文化会館別館において千葉県行政書士会主催で開催された「ADR（裁判外紛争解決）」

に関する講演会」に参加致しました。「ADR とはということなのか」と題し、元大阪地方判事で中京大学法科大学院の稲葉一人教授を講師に迎えご講演いただきました。ADR 裁判外での紛争解決とは何なのか。漠然とは解っていても、いったい何をやるのか。どうやって紛争を解決するのか。その時、私たち行政書士はどうかかわるのか。その疑問について、裁判官時代の経験を踏まえて、わかりやすく教えていただきました。

紛争解決は相談から交渉、調停、仲裁から訴訟までつながっている「非裁判中心型」がADR の考え方で、会として進めているのが、当事者の対話や話し合いの力を信じて問題解決をはかる自主交渉援助型の調停です。そのためには、対話力・媒介の専門性を身につけるトレーニング・実践が必要です。来談者の「思い」を、「物語」をうけとめる、そんな毎日の相談活動が重要であり、聴くことを意識的に重視しながら、日々その力を鍛えていきたいと思っております。

今、日本行政書士会連合会主導の下、単位会（千葉県行政書士会等）が会員を手続実施者としたADR 実施機関として民間紛争解決事業者の認証取得を求められている状況です。東京都行政書士会では、すでに法務大臣認証を取得し紛争解決に当たっています（ペット、自転車事故、外国人、敷金返還の分野）。千葉県会ではまだ認証機関の設置を行っていませんが、設置する方向に向かった場合には積極的に参加していこうと考えております。

#### （４） 知的資産経営 WEEK2011 シンポジウムに参加しました

11月29日、午後1時から都市センターホテルにおいて日本行政書士会連合会／東京都行政書士会主催の知的資産経営 WEEK2011 シンポジウム「知的資産が拓く再生日本のシナリオ」に参加致しました。今井潤岩手大学准教授による「知的資産活用による企業価値の創造」と題した基調講演をはじめ、貴重なお話を聞くことができました。

## 3 業務インフォメーション

### 1 済んでいない相続の手続きはございませんか

土地や家屋の不動産について相続手続きを放置していませんか。手続きが面倒で名義を変えずにも、今のところ問題はないからというので、つい先送りにしがちです。しかしいつかはやらなくては、将来のご子息たちが苦勞することになります。そうった相続に関するご相談、お待ちしております。他の士業と連携して、丁寧に問題解決にあたります。

### 2 経営継承のご相談承ります

相続・遺言書作成の手続きに加え、会社の相続にあたる経営承継のご相談を準備段階からお承ります。遺言書も経営承継もご本人様が意志をもってとりくむことが一番大切です。一緒に考えてまいりましょう。

### 3 セカンド・オピニオンとしての相談を歓迎します

当事務所は許認可、相続遺言、各種法務書類の作成に関する業務を行っておりますが、現在お客様が他の事業者にお問い合わせしている手法、料金が果たして適正なものなのかを検証するために、当事務所へのご相談をいただくことを喜んでお受けしております。顧問料と称しているものは多数ありますが、内容は様々。それらを知らずに契約をして余計な出費をしていませんか。ご相談をお待ちしております。

### 4 各種許認可の有効期限は大丈夫でしょうか

御社の現在取得している許認可の期限は、目前に迫っていませんか。書類作成代行だけでなく、申請のみの代行も承っておりますので、ご確認の上、御用命ください。すぐにお伺い致します。



気になったらすぐにお電話を 047-322-5239